

## 【勝浦町高齢者補聴器購入費補助金の申請について】

【必要な条件】 次のいずれにも該当する方

※本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者

※町税等の滞納がない者

※両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の者。ただし、医師が補聴器の使用の必要性を認めた場合は、両耳聴力が40dB未満も対象とする。

※身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと

※過去に本事業の補助金を受けたことがない者

- ① 「勝浦町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書」（以下「申請書」という。）を福祉課窓口で入手、または勝浦町のホームページよりダウンロードしてください。



- ② 申請書を持参し「耳鼻咽喉科」を受診してください。申請書の「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。

※診察料、証明料は自己負担となります。

※医師による証明欄は提出日の前3カ月以内に証明されたものであること。



- ③ 役場福祉課で支給申請をしてください。

【申請に必要なもの】

①申請書

②補聴器販売業者に補聴器の本体の購入費用がわかる見積書



- ④ 勝浦町からの要件に該当する場合であれば支給決定し、役場福祉課から支給決定通知を交付（郵送）します。

決定を受けた場合は、速やかに補聴器を購入してください。



- ⑤ 補聴器を購入後、請求書等を福祉課へ提出してください。

【申請に必要なもの】

①勝浦町高齢者補聴器購入費補助金請求書

②補聴器本体の購入費用額がわかる領収書の原本

（領収書は宛名に申請者と同一の氏名の記載があるもの。）

お問い合わせ・申請先 勝浦町役場福祉課

TEL 0885-42-1502

FAX 0885-42-3028